

平成 2 7 年 1 0 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

平成 2 7 年 1 0 月結城市教育委員会定例会

○日 時 平成27年10月27日（火曜日）

○場 所 結城東中学校 会議室

○出席委員 松浦修三委員長
中村義明委員長職務代理者
石川周三委員
北嶋節子委員
小林仁教育長

○教育委員会事務局

教育部長 中澤四郎， 学校教育課長 鈴木昭一
指導課長 黒田光浩， 生涯学習課長 斉藤伸明
ゆうき図書館長 中塚富雄， 給食センター所長 石川好次
スポーツ文化課長 妻木克浩
学校教育課長補佐兼学校教育係長 野村尚美
学校教育課庶務係長 石井智之

1 付議事件

(1) 議案第19号 結城市文化芸術振興条例の制定について

2 報告事項

(1) 教育長報告

(2) 報告第30号 第44回結城市教育振興大会について

(3) 報告第31号 平成27年度人権講演会について

午後4時00分 開 会

○学校教育課長 それでは、教育委員の皆さんには、朝から学校訪問に引き続きお疲れのところですが、10月の結城市教育委員会定例会、次第に基づきまして進めさせていただきたいと思えます。

本日の会議は、定足数に達しておりますので、成立しております。

松浦委員長より開会宣言をお願いします。

○委員長 改めまして、こんにちは。

秋もだんだん深まってまいりました。

では、これから10月定例教育委員会を開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○学校教育課長 ありがとうございます。

会議の議事進行につきましては、委員会会議規則により委員長が行うこととなっておりますので、委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長 議事に入ります前に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

本日の議事録署名人は、北嶋委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

では、これより議事に入らせていただきます。

本日の議案案件は1件でございます。

◎議案第19号 結城市文化芸術振興条例の制定について

○委員長 それでは、議案第19号 結城市芸術文化振興条例の制定についてを事務局より提案説明をお願いいたします。

○スポーツ文化課長 それでは、スポーツ文化課から提案をさせていただきます。

本日の資料、1ページをお願いいたします。

議案第19号 結城市文化芸術振興条例の制定について。

上記議案を提出する。

平成27年10月27日提出、結城市教育委員会。

2ページをお願いいたします。

2ページ、3ページ、4ページということで、条例案をお示しをさせていただいております。本日お配りしました右上に四角に資料3とございます。結城市文化芸術振興条例の制定についてということで、資料をお開きになられればと思えます。

資料3の1ページでございますが、まず制定までの経緯についてでございますが、国におきまして、平成13年12月3日、文化芸術の振興を目的とした文化芸術振興基本法が施行され、同法第4条により、文化芸術の振興に関し、地域の特性に応じた施策の策定、実施が地方公共団体の責務となりました。

本市におきましては、第5次総合計画に主要事業として条例制定を掲げ、取り組みを開始したところであります。

条例の制定の目的ですが、文化芸術の振興に関する基本理念、文化芸術の振興に関する基本事項及び文化芸術振興施策の総合的な推進を定め、文化芸術の振興に関する基本計画の策定を義務づけ、市全体で総合的に文化芸術の振興を図ることを目的としております。

資料3の2ページに移ります。

近隣市町村における文化芸術の振興に関する条例の制定状況についてでございますが、県内では平成15年に牛久市で制定されております。平成16年につくば市、平成24年には常総市で文化芸術振興条例が制定されており、本市において条例が制定された場合には、県内で4番目ということになります。また、友好都市でありますお隣の小山市では、平成18年に制定されており、茨城県におきましては、条例の制定が現在検討されているところであり、平成27年6月の時点で素案が示されているところがあります。

次に、条例案の作成の経緯についてでございます。

結城市文化振興条例（仮称）検討委員会を設置しまして、4回の検討委員会を開催してございます。

なお、検討委員会のメンバーにつきましては、資料3の3ページにお示ししてございます。

また、平成27年8月17日から9月17日までの期間でパブリックコメントを実施し、1件の意見が提出されましたが、内容の変更を伴うものではなく、検討委員会において作成した条例案を最終的な案としております。

続きまして、議案書のほうに戻らせていただきます。2ページでございます。

条例案では、前文を設けております。本市の特色ある伝統的な地域文化を土台とし、市民一人一人が文化芸術を享受、発信することのできるまちづくりを目指すものとして、条例に思いを込め、第2条、定義におきましては、文化芸術を形あるものなどにこだわらず、生活における文化的かつ芸術的な活動を示し、さらに地域固有の文化財や伝統芸能といった歴史文化、資源、町並みなど、含めた広範な解釈とすることで、地域性を失わず、柔軟に対応できるようにしてございます。

3ページをお願いいたします。

第6条の基本計画では、文化芸術の振興に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画を定めることを義務づけており、第7条においては、結城市文化芸術振興審議会を設置することとし、より本格的に文化芸術の振興施策の実施に向けて、行政と市民、市民団体等、市全体で今後取り組んでまいりたいと考えているところであります。

最後になりますが、条文につきましては、今後、総務課、文書法制の担当と最終的な調整を図りますので、文言の言い回しなど、若干の修正があ

る場合がありますので、ご了承をいただきたいと思います。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本条例案を平成27年結城市議会第4回定例会に上程するにあたり、教育委員会の意見をお聴きするものであります。

以上で説明を終わりにいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から議案第19号について説明がございました。

これにつきまして、各委員より発言をお願いいたします。

中村委員さん。

○中村委員

私は余りこういうことに関してはちょっと疎いんですが、例えば芸術振興のための条例づくりということなんですから、結局市民の啓発を図っていくとか、そういうことなんでしょう。例えば、市の責務というのがありますよね。責務というのは、予算的なものも入ってくるのかなと思われますけれども、その点や、あと、具体的に条例があるなしでどういう活動というか、振興そのものに影響ができてくるのか。条例ができてくることによってより優位に働くと思うんですよね、文化振興というのは。その辺の条例のあるなしの違い等も含めて、予算づけとか、市の責務という、その部分、ちょっと詳しく、私らのわかるような何か説明をいただけますか。

○委員長

答弁をお願いいたします。

○スポーツ文化課長 本日の資料の3ページ、第4条ですね、市の責務ということでございます。

第1項につきましては、最後に、活動の支援に努めることとありますので、こちらは財政的な支援も含まれるものと考えてございます。

それから、条例があるのかないのか、違いということなんですけれども、やはり基本理念等がなく、今それぞれに文化団体が文化活動を進めているわけなんです、やはり第6条でお示しします基本計画、こちらを定めて、基本計画にのっとって、今後文化の振興を深めていきたいというのが条例制定の目的であります。

以上です。

○委員長

どうぞ。

○中村委員

私は大賛成なんですよ。やっぱり結城市は特にこういった方面を整備していくというのは。今、市民団体さんがいろいろやっていますよね。NPOさんとか。そのほかのいろんな文化振興にかかわる活動を行っている団体さんがあります。ボランティア団体もあるし。そういった方々が、やっぱりやりやすくなるのかなと思いますよね。だから、どんどん啓発していただいて、市のほうのやりくりも大変だとは思いますが、ぜひ応援していただければと思います。

○委員長

どうぞ、課長さん。

○スポーツ文化課長 今の中村委員さんのご意見,答弁というんではないんですけれども,基本計画ですね,これをこの条例で策定を義務づけるというところにこの条例の制定の意味もございます,基本計画の策定。こちらを策定したいための条例制定ということでもありますので,今後はこの基本計画を,やはり条例制定の段階で検討委員会ということで,市民の皆様に入っていただいておりますので,この基本計画を定めるにあたりまして,多くの市民の方に意見を聴きながら定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長 ほかにご意見ございますか。

私のほうからいいですか。

これを条例で位置づけ,先進市の事例,小山市も含めてあるでしょうけれども,これを提案というか発議されたのは課のほうからですか。

どうぞ。

○スポーツ文化課長 資料3の1ページに制定までの定義ということで,まず法律のほうで地方公共団体に条例制定,施策の策定実施ということで,地方公共団体の責務とされております。それに伴いまして,結城市第5次総合計画で文化芸術の振興に関する条例の制定を掲げたところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにどうですか,質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 では,発言がないようでございますので,質疑なしと認めまして,早速採決に入らせていただきます。

それでは,議案第19号を原案のとおり賛成することについて,賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長 ありがとうございます。

全員の賛成でございます。

よって,議案第19号 結城市文化芸術振興条例の制定については原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございます。

では,次に,報告事項に入らせていただきます。

本日の報告事項は,教育長さんの報告ほか2件でございます。

◎教育長報告

○委員長 それでは最初に,教育長さんの報告,よろしくをお願いいたします。

○教育長 それでは,資料の5ページをごらん願います。

教育長報告。

平成27年度第2回市町村教育委員会教育長会議等について。

上記のことについて,別記のとおり報告する。

平成27年10月27日提出,結城市教育委員会教育長,小林仁。

6 ページへお進みください。

まず6 ページの下段にございます3 項というところで、平成27 年度第2 回市町村教育委員会教育長会議が10 月15 日に水戸の合同庁舎で開催されたところです。内容については、(1) から(7) に主なものについて記載させていただきましたが、特に(1) 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の概要ということで説明がございました。これは平成27 年12 月1 日に施行されます改正労働安全衛生法というものがございまして、その中で、事業者においてはストレスチェックというものを労働者に対して行わなければならないと。今、心身の健康という部分が非常に問われているところございまして、事前の未然防止というような部分を含めての法改正ということですが、50 人以上ということで、学校のほうは50 人以上のところの規模はないんですが、県立学校においては導入するというような状況がございまして、市町村立については、市の取り組みとして検討をしていただきたい。市の総務課と今後詰めまして、結城市でも当然この法に基づいた取り組みがされると思いますので、学校現場についてもその辺について研究していきたい。

なお、12 月1 日が施行ということでございます。伴って、茨城県の教職員については、共済組合で、その施行に伴ってインターネット等で、個人的に取り組めるようなものを、この後1 カ月程度かけて実施したいということで、今後その通知が来るところでございます。そのことも含めて今後の教職員の心身の状況について、しっかり取り組んでいく必要があるのかなど。

特に中学校の教員の多忙さというんですかね、世界でも屈指の状況にある状況もございまして、心身面での健康という部分に、十分、勤務時間も含めて今後取り組みを進めていければというふうに考えているところでございます。

そのほかについては、そこに記載してあるところでございますので、後でごらんになっていただきたいと思っております。

1 番のほうに戻らせていただきます。

1 番、第44 回結城市教育振興大会人権講演会につきましては、この後報告事項のほうでそれぞれ出ておりますので、そちらはそれをあわせたものの内容を記載したものでございますので、後ほど詳細については説明をさせていただきますと思っております。

2 番の就学時健康診断について、今月就学時健康診断が全て終わったところです。全部終わったということで、来年度、新1 年生に上がる人数について、そこにそれぞれの学校で就学時健康診断を実施する予定だった人数を記載させていただきました。合計の中で428 名ということですので、昨年度は470 名ですから、新入学児は減少しているというような状況がございまして。

今後転入するとかで、別なところで就学時健康診断を受けた新入児さんが結城市へ入ってくる、反対に結城市で受けたんだけど、実際の入学先が他の市町村という場合の変動は、当然今後も出てくるところでございます。

3番の行事等につきまして、(1)、小学校でこの後、交流祭、祭り、フェスタ等がそれぞれ地域の協力をいただきながら実施されるところでございます。それぞれの小学校の実施日等について、そこにあるとおりでございます。

(2)の市内音楽会ということで、11月9日、アクロスの大ホールで小中学校のそれぞれの発表が行われるところでございます。

(3)いばらきっ子郷土検定市内大会、これは中学校の取り組みで、県で行っているものですが、10月30日に市内の3中学校で実施をし、その結果、代表が2月に行われる県大会に参加をしていくと。昨年は東中が賞を頂戴して、2年連続東中が出場してくれているところですが、今年度、市内の大会が予定されているところでございます。

4番のその他としまして、(1)平成27年度優秀教職員ということで発表がございました。県の表彰が11月11日、教育事務所で行われまして、その後2月初旬ぐらいに文部科学省で表彰がございます。今年度は結城小学校の黒田浩子養護教諭、そして結城南中学校の小川裕貴教諭がそれぞれの分野で優秀教職員ということで表彰いただくという報告が来たところです。

なお、昨年度は、今日授業がありました東中の根本愛子教諭が英語教育のほうで表彰を受けたところです。

(2)の県西新人体育大会につきましては、別紙で、団体と個人の結果を本日お配りしてございますが、もう既に今日から県大会、さまざまな種目がスタートしております。種目の中心としては28から30日ぐらいにかけて行われるところですが、今日から、テニスであるとか軟式野球であるとか、ソフトボールであるとか、始まったところで、柔道は29日、30日と予定が入っているところでございます。

また、(3)で学級閉鎖ということで、流行性耳下腺炎、おたふく風邪ですかね。それが城西小の1年生でございまして、その前、若干、絹川小でも感染というか、そういう報告はあったんですが、20%を超えたということで、学校医さんと協議しながらご指導いただいて、学級閉鎖を行って、現在は復帰しているというような状況でございます。

また、先ほど新聞のコピーを配らせていただいたんですが、読売新聞の第64回読売教育賞ということで、今日訪問いただきました江川北小の国語教育について、学校の取り組みを小倉教諭が代表として実際の報告をしていただいて、それが全国で国語教育の部で最優秀賞ということで、今日新聞報道があったところでございます。江川北小の国語教育の取り組みが

全国に発信され、その中で評価をいただいたと。学校代表で学校の取り組みを紹介いただいた中での受賞でございますので、学校に対して賞であるとか副賞の50万円とか、そういうものがこの後伝達されるところでございます。

以上、教育長の報告ということでさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま教育長さんから発言がございました。

これにつきまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。

中村委員さん、お願いします。

○中村委員

今報告いただいた中の2番の就学時健康診断について、状況がわかれば知りたいんですが。ここに出ている人数は、学齢に達した子供の予定人数、実質健康診断を受けた者、どちらでしょうか。というのは、何を聞きたいかという、今、テレビのニュースで、例えば貧困の子供であるとか、虐待を受けている子供であるとか、悲惨な事故につながる、そういった例が出ていますよね。このところ頻繁に見聞きするんだけど、結城市の場合、名簿上でまず確認できる範囲でしかないと思うんだけど、学齢に達していて健康診断の対象になっている子供であっても、健康診断を受けない子供というのがいるかどうかというのはわかりますか。

○委員長

お願いします。

○学校教育課長補佐兼学校教育係長 よろしいですか。

昨日、城南小学校の就学時健康診断が終わったばかりでして、まだ集計は担当のほうで進めているところではございますが、こちらの健診予定の人数の中には、学区外で健診を予定しているというお子さんも含まれていますし、外国籍の方の人数も含まれております。実際に私も現場に行って受付担当してまして、外国籍の方の受診がちょっと悪いような気がするんですが、外国籍の方は就学の義務がないということで、受診されない場合には、それはそのままにする場合もございます。日本人の方で受けられなかった方には、その後担当から連絡をいたしまして、学校医さんに行っていて、無料で受診していただくように促しておりますので、未受診の方が出ないようにしております。

ただ、昨日が最終日でして、当日、おたふく風邪や風邪を引いて来れないとご連絡をいただいている方もおりますので、そういった方には今後ご連絡をして、後から受診していただくようお話しする予定でおります。

○委員長

そうすると、この数字は確定数値かどうかということでしょうか。

○中村委員

わかりました。これは予定ですよ。

○教育長

これは就学予定児。

○中村委員

まだ確定していないわけですよ。休まれて、具合悪くて。そこが問題の一つなんですよ。結局そこでこの事業が終わってしまったとなれば、

今度はどういう理由で受けられなかったかというのは、病気で受けられなくて、一般の施設で受けたという、その場合はちゃんとチェックはできますもんね。それでも抜けてしまう子供がいたりするとちょっと問題だなと思って、よく、何で気がつかなかったのかということがよくありますよね。第三者機関というか、教育委員会だけじゃなくて、例えば増進センターなんかも関係するのかな。3歳児健診なんかもそうかな。その辺も含めて、ずっと追跡されていない子供がいてしまっているわけですよ。

- 教育長 前にニュース報道でもございましたね。
- 中村委員 そういったことがないように、結城市はぜひしていきたいなと思いがあ
るんで。ちょっと気になっていたもんですから。
- 委員長 お願いします。
- 学校教育課長補佐兼学校教育係長 就学前ですので、まだ学校に上がられていないので、
確実な電話番号、連絡先等が把握できていない方もいらっしゃるんですけど、
わかる範囲で電話はかけるんですが、どうしても連絡がとれなかった方に
関しては、そういったやはり横の連携ですね、子ども福祉課で児童手当と
か、あとは健康増進センターで健診を受けていらっしゃる方、予防接種を
受けている方とか確認しながら、どうしても連絡がとれない場合には、家
庭相談児童委員につないだりとか、そういった連携はとって、確実に連絡
をとれるようには配慮しているつもりでございます。
- 中村委員 だったら安心なんですけど、それがみんな誰もわかっているんです、どの
部署も。じゃ、どこがキーステーションになるのかというのは、意外とな
いんですよ。でも、今の話を聞いたら大丈夫ですね。
- 委員長 全国に不明児みたいなのが四百何名いるとかってね、だから、その辺は
よろしく願いいたします。
ほかにございますか。
じゃ、私のほうからよろしいですか。
ストレスチェック、これは県で、要するに50人未満とかになるとなれ
ば……
- 教育長 県立学校は、50人未満でもやると。
- 委員長 例えば小学校とか中学校は。
- 教育長 これはあくまでも県立学校です。市町村立は、小中学校の市町村で実施
する内容ですので、市町村でどうやるか。当然これは学校だけの問題では
なくて、事業者とすれば、市も当然実施主体になっていきますので。学校
とあわせて結城市がどういうふうにするかということですよ。
- 委員長 実際にどうなんですか。10月まで来ていますけれども、学校現場でち
よっとまいてしまっている先生はいますか。
- 教育長 職員のほうで。
- 委員長 ええ。
- 教育長 今、療休をとっているという職員は、精神的な部分での療休はゼロです

ね。

- 委員長　　これまでもなかったですか。
- 教育長　　ありましたね。でも、回復して復帰したとか、そういう形ではございません。もう誰でもなり得る部分でございますので、一生懸命やる人ほどそういうストレスでというか、そういう傾向がございます。十分に周りで早期に気づいていくと同時に、本人もこういうチェックをしていくと。
- 委員長　　我々の世代は打たれ強いというかね、あるけれども、今の若い先生方、やっぱり育ってきた環境も違うでしょうからね。
- 教育長　　若い先生もそうですけれども、四、五十代も結構多いです。
市の総務課と詰めながら、教育委員会も一体となって拡充をしていきたいと思えます。
- 中村委員　　ちょっといいですか。
- 委員長　　どうぞ。
- 中村委員　　優秀教員の方、ここに出ているお二人は、もうこれは本当に私も推薦したいんですけども、例えばこれは学校の推薦ですか。
- 指導課長　　一応、学校のほうにいませんかということは投げます。出てきたものを学校からの推薦として審議します。
- 中村委員　　そのときに、多分見ていて、この人という対象になるべきような人がいても、投げかけたときに出てこないと何かもったいないなと思いがありますね。そのことをしっかり見定めて挙げてあげることによって、その学校が生きて、先に働いてくるんだけれどもね。だから、そういったことは結構これ難しいのかなとも思うんだけれども。
- 教育長　　意外と挙がっていかないんですよ。だから、そういうのを今、指導課長も言いましたけれども、学校には全部周知して、そういう通知文は来ていて、その中で出している人は誰というような報告をまずもらって、どうだろうと。実際は2人じゃなく3人推薦しました。でも、残念ながら人数枠があったり、実績だったり、そういうものの中から、お二人は県のほうで、実際にはここにこれだけの人数、26人となっていますが、もっともっとたくさん、県のほうでは推薦が上がってきて、その中から精査して、実績に基づいてこの人たちということです。
- 中村委員　　それはそうですよね。私はもう本当にね、推薦してあげることが、事務局のほうで、それが学校の活性化につながるという、それを一つの戦略として考えても私はいいと思うんですよ。それが県へ、あるいは市の段階から推薦して出すときに、この人どうですかと推薦してもらうことによって、教育委員会でこれだけ見てくれているんだ、そのことが例えば本人に話としていく、本人たち、いい気持ちじゃないですか。そうするとね、やっぱりボルテージ上がるんですよ。そうすると、しいては学校もしっかり見ていかなければなという思いも出てくるし、その戦略というのは必要あると思うんだよね。

- 教育長 ありがとうございます。
- 委員長 ちなみに何歳と何歳なんですか。
- 教育長 小川教諭は45歳ですね。黒田養護教諭は50歳です。
- 委員長 この伝達式というのはどこでやるんですか。
- 教育長 伝達式は、県のまず優秀教員なので、各教育事務所でその優秀教員を表彰する。そのほか、今度はこの人たちは県から文科省のほうに推薦される。そうすると、今度は文部科学大臣のほうから優秀教職員ということで、文科省のほうから表彰されます。
- 委員長 励みになりますよね。
- 教育長 これはもう周りが認める教職員ということで。
- 委員長 あわせてね、読売教育賞もね。
- ほかにございますか。
- 石川委員 今、教育長さんからの報告に関してじゃないですけども、この間、19日、20日と2日間、埼玉のほうで研修会がありまして、私のほうで2日目に第2分科会というところに行きましたけれども、そのときに、木更津市と埼玉の川口市の発表があったんですけども、やはり学校、家庭、地域の絆づくりということを議題で話がありました。そのときに2つの市が発表してくれたんですけども、やはりボランティアという話がありました。家庭も地域も、そういう学校も含めて、一緒に連携をとりながらボランティア活動というのがものすごく大事なことだという話が出ました。
- 今日も学校訪問をして、江川南小ですか、どこでも子供たちが率先して葉っぱ拾いとかそういうボランティアをしていると。そういう話もすばらしいことだなと私は思ったんですけども。さっき、先生のこの推薦の表彰ということの話が出たんですけども、やはり先生ももちろんそういう素晴らしい先生、表彰してあげるべきだと。まだまだいっぱいいるとは思いますが、教育長さんが言った枠とかいろいろ人数制限とかあるからなかなかね。
- でも、子供たちのことを周りがというか、地域の人たちがいかに一緒に登下校しながら子供たちを見守って、交通じゃないですけども、やっぱり1列にさせて、危なくないように、そういうボランティアという人たちもかなりいるかと思うんですよね。挨拶も含めて、私の家のところもよく子供たちが通るんですけども、やっぱり知らんぷりして通るときが、こっちから挨拶をして、声が何か小さいななんて言いながら、言うときもあるんですけども。やっぱり地元というか結城市内でも、今度振興大会の表彰とかありますよね。そのときにも、地域の人たちにも、前、そういう学内から挙げてもらうとか、前回お話が出たかと思うんですけども。どんどんそういう人たちを挙げてもらって、表彰してもらえればいいのかと。そうしたら、その人たちも年配者というか、大先輩たちが今後もっと子供たちに協力しよう、地域のために頑張ろうとか、自分も年をとっていい

く中で若返っていくのかなとか思っているんですけども。ぜひそういうことも含めて、地域の人たちにももっと表彰していただければいいのかなという、そういう気がしているんですけども、どうでしょう、その辺も。

(発言する者あり)

○委員長 そうですね。振興大会も今年からでしたか、表彰の内容も大分、石川委員さんの意見も参考にしながら拡大していますので、今のより一層そういう目線で対象者を推薦してもらい、あるいはもうこちらから、この人こそという人をそういった形で表彰していくということは大切だと思いますよね。

じゃ、その辺も事務局としても、頭に入れておいていただいて、よろしく運用のほうをお願いいたします。

では、ただいまの教育長の報告についてはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 ありがとうございました。

では、次に移ります。

◎報告第30号 第44回結城市教育振興大会について

○委員長 次に、報告第30号 第44回結城市教育振興大会について、事務局より説明をお願いいたします。

○学校教育課長補佐兼学校教育係長 報告第30号 第44回結城市教育振興大会について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成27年10月27日提出、結城市教育委員会。

こちらに関しましては、結城市教育振興会会則の第4条に事業が掲げてございまして、第1項に教育振興大会の開催、第2項に教育、学術及び文化の振興、発展に特に功績が顕著であった者の表彰、第3項に講演会、研究発表等の開催ということになっております。

そして、教育振興大会に関しましては、先日10月15日に理事会を開きまして、理事にお集まりいただきまして、結城市市役所本庁舎会議室のほうで4時から理事会を開いて、内容に関しましては審議いただいております。

先ほど教育長さんからお話しありましたとおり、教育振興大会の部分について私からご報告させていただきます。

日程に関しましては8ページをごらんください。

こちらは、例年どおり日程に関しては変更はございません。主催は、結城市教育振興会ということで、会長は市長の前場市長となっております。

期日は平成27年11月13日金曜日、会場は結城市民文化センターアクロスの大ホールになります。

こちら大会に関しましては、第1部の大会式典と第2部の研究発表に分

かれております。12時45分から受付を行いまして、第1部の式典に關しましては、校長会幹事の城南小学校、塚越校長先生が司会進行をしていただきます。

まず1時15分に開会の言葉、松浦教育委員長さんに開会の言葉をお願いしまして、国歌斉唱、市民憲章朗読、こちらは江川北小学校教諭男女2名で行います。また、会長、前場市長の挨拶、感謝状贈呈ということで、こちら式典のほう、感謝状、先ほど会則第4条の2項で教育、学術及び文化の振興、発展、特に功績が顕著であった者の表彰ということで、表彰式、感謝状贈呈を行います。

先ほど石川委員さんのお話にもありましたように、表彰規定を変更いたしましたして、今年は拡大いたしましたので、先ほどお話ありました登下校のボランティア、立哨などを自主的にやっていた方、それを5年以上行った個人及び団体にも表彰させていただくように、その他もろもろ改正いたしましたので、本来、従来では20人前後だった表彰者が、今年に関しては40名、1団体の表彰になっております。

来賓祝辞は市議会議長、議長はこの日、公用により代理の方の出席になります。県会議員、県西教育事務所に来賓祝辞をいただきます。受賞者の代表、受賞者に関しましては、皆さん呼称して、その場でご起立いただくんですが、壇上に上がっていただく方は、代表の方1名お願いしておりますので、代表の方に壇上に上がっていただいて感謝状を受け取っていただくようにしております。

大会宣言は校長会会長、赤木校長先生にお願いしております。

1時50分に市P連会長さんの閉会の言葉によって第1部は終了です。

第2部に関しましては、研究発表は教育研究会長ということで、こちらは結城東中学校の鈴木聡校長先生が会長となっておりますので、鈴木先生に司会進行をお願いしております。

2時から、市指定校発表ということで、こちらは毎年2校持ち回りになっておりまして、本年度は結城小学校と山川小学校の代表の先生が研究発表をいたします。

2時40分をもちまして閉会ということで、第1部、第2部の結城市教育振興大会のほうは終了となります。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま報告第30号につきまして説明がございました。

これに関しましては、ご意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長

では、ありがとうございました。

◎報告第31号 平成27年度人権講演会について

○委員長 次に、報告第31号 平成27年度人権講演会について、事務局より説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 では、9ページになります。

報告第31号 平成27年度人権講演会について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成27年10月27日提出、結城市教育委員会。

詳細は次の10ページと、事前にお配りしましたこちらのチラシですね、そちらを見ていただきたいと思います。

期日は11月13日、先ほど説明がありました教育振興大会に引き続きまして、同じアクロス大ホールで14時50分から行います。

まず初めに、人権作文の発表ということで、小学生2名、中学生1名、こちらは城西小、江川北小の6年生と結城南中の3年生、この3名に人権作文の発表をしていただきます。その後、講演会ということで、今年度は講師として声優の佐久間レイさんを講師としてお招きしまして、「こころのストレッチ～柔らかな心で明日を生きてみませんか～」という演題でご講演をいただきます。

佐久間さんは人権とか、あるいは男女共同参画に関しましても非常に造詣の深い方ということで、今年度は人権講演会と男女共同参画の共催という形で開催をいたします。

委員の皆様にも、先ほどの教育振興大会に引き続きご出席のほうをよろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました。

これにつきまして、何かご意見ございましたらお願いいたします。

こころのストレッチということですから、ぜひ皆さんに聞いていただきたい。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 では、報告事項につきまして以上で終了させていただきます。

次に、その他として何かございましたら。

どうぞ。

○生涯学習課長 1点ですけれども、今年度、城西小学校のPTAなんですけど、今年度の日本PTA会長表彰を受賞ということが決定いたしました。表彰式は11月19日木曜日に東京のホテルニューオータニのほうで行われるということで、その後、11月27日には、その受賞に関して市長のほうに報告するという予定になっております。

受賞の理由ですけれども、城西小開校以来、PTAが地域と学校をつな

ぐ役割ですとか、あるいは学校教育の子供たちに対する教育環境の整備ということで、各種あいさつ運動ですとか運動会の手伝い、あるいは、今度11月1日に行われますけれども、城西小祭りですね。そういったところで積極的に献身的に活動を行ってきたということが評価をされまして、表彰を今年度、日本PTA会長表彰を受賞するということになるということになっております。

○委員長 ありがとうございます。

結城市では初めての事案ですか。

○生涯学習課長 いや、ちょっとそこは。

○委員長 何か聞いたことないですね。

○生涯学習課長 以前にあったかどうかというのはちょっと。

○石川委員 いや、なかったような気がしますね。私も2年PTA会長をやり、ここ、東中に載っていますけれども、写真もありますけれども、そういうのはなかったような気がしますね。課長も、そういうのなかったですね。

○学校教育課長 初めて聞きます。

○石川委員 そうですね。

○委員長 喜ばしいことが続きますね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 ありがとうございます。

では、ほかにはないようですので、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時50分 閉 会